

青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布、国民健康保険改正部分は令和4年4月1日施行）による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 主な改正項目について

未就学児の国民健康保険税の均等割額の軽減制度の導入

- 国民健康保険制度の保険税は、応益と応能に応じて設定されており、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置が講じられている。
- 応益保険税のうち、均等割については、被保険者数を基礎として、その多寡により算定されているところである。
- 国において令和2年5月29日、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの数に応じた国民健康保険税の負担軽減を行う地方公共団体への支援を着実に実施することが閣議決定されたことを受け、令和3年6月4日、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。

【均等割額軽減制度】

対象者 国民健康保険加入全世帯における小学校に入学する前の子ども

軽減割合 国民健康保険税の均等割額の5割を公費により軽減（法定軽減の適用がある場合には、法定軽減後の均等割額の5割）

法定軽減 ①	改正前	改正後		
	自己負担割合 ②	改正による軽減割合(法定軽減後) ③ (②×1/2)	軽減合計 (①+③)	自己負担割合 (②-③)
軽減なし	10割	5割軽減	5割軽減	5割
7割軽減	3割	1.5割軽減	8.5割軽減	1.5割
5割軽減	5割	2.5割軽減	7.5割軽減	2.5割
2割軽減	8割	4割軽減	6割軽減	4割

- 引用する法律における規定の整備等に伴う改正や条項ズレ等に伴う改正についての所要の整理

3 保険税減収分に係る財政支援

未就学児の均等割額の軽減制度の導入による国民健康保険税の減収分については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置により全額補填される。

4 施行期日

令和4年4月1日